

消費者を守る法律のこと



訪問販売など事業者の悪質な勧誘を防止し、消費者の利益を守るために「特定商取引法」「割賦販売法」「消費者契約法」などの法律があります。

これらの法律は、悪質商法の被害を未然に防ぐ知識となり、被害にあったときでも悪質業者を撃退するのに役立ちます。ポイントを押さえて覚えておきましょう。

消費者を守るために、こんなことが法律で規制されています！

訪問販売への規制内容

- 訪問販売業者は、契約しない意思を示した消費者への再勧誘を禁止されています。
- 日常生活に必要な分量を著しく超える量を契約した場合は、契約日から1年間は契約を解除できます。

クレジット契約への規制内容

- 個別クレジット契約も訪問販売による場合などは、クーリング・オフすることができます。
- 訪問販売による場合などは、過量販売や虚偽説明による個別クレジット契約も解約と既払金返還請求ができます。
- 個別クレジット業者は加盟店（販売業者）の勧誘行為調査が義務づけられており、不適正な勧誘の場合は与信を禁止されています。
- クレジット業者は指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけられており、消費者の支払い能力を超える与信を禁止されています。

インターネット取引などへの規制内容

- 通信販売で返品特約の有無の表示がない場合は、商品到着日から8日間は送料消費者負担で返品可能。
- 事前の承諾や請求がない限り、原則として電子メール広告の送信は禁止されています（オプトイン規制）。違反した場合は、行政処分の対象となります。

その他の規制内容

- 特定商取引法で規制される取引の場合、原則すべての商品やサービスがクーリング・オフできます（ただし、通信販売とクーリング・オフになじまない商品やサービスの一部は規制から除外）。
- クーリング・オフの申し出があれば、商品が使用されていても、事業者は使用利益の返還を請求できません。
- 不当な勧誘で契約させた場合、その契約を取り消すことができます。
- 規制に違反した事業者は行政処分の対象となります。